

有部の無表色に對する近代學者の誤解を匡す

加藤 精神

近來多くの佛教學者が途方もなく誤解してゐるものに有部の無表色がある。今其の一二の例を出せば先年大鹽毒山と云ふ人が阿毘達磨俱舍論圖證と云ふものを出版した其の校閲者は當時有名なる三博士等であるが、其の中に無表色を解釋して曰はく

吾人の身語業を起す時他に其の業作の果報を招感すべき原因を同時に自己の身内に發生す其の發生せられたる原因を云ふ。其の原因は無形無象にして他に表示することなきが故に無表と名づく云云。

又有學者の著書に『俱舍宗大意』と云ふのがある。其中に無表色を釋してある。曰はく

無表色は他に表示せられない色法で五根五境の表色に對する名である。これは善惡の業によりて心内に生起せられたもので後にその業に對する果を導く作用をなすものである。善惡の表業は動作の後直に消滅すれどもこれによりて擊發せられたるこの無表色は永く相續して必ず其果を招くといふのである。故にこれを無表業とも名づくる云云。

有部の無表色に對する近代學者の誤解を匡す（加藤）

と釋してある。これ等は無表色を以て此世から次の世まで連續して未來の果報を受くる連鎖となるものと云ふ誤解からの説明であるが、有部の無表色は決して是の如きものではない。無表色は善業か惡業かの場合に發得する習性であつて無記業の場合には發得しない。善業の場合には防非止惡の功能（習性）を發得し、惡業の場合には防是止善の良心痲痺の功能（習性）を發得するものである。有部では此の習性を肉體の四大種に依止するものと立つるから死と共に捨するのである。しかのみならず八齋戒の場合は夜盡に由つて捨するのである。然るに無表色のことは俱舍論第一卷

亂心無心等トトニエオチ 隨流淨不淨トトニエオチ 大種所造性トトニエオチ 由レ此說無表トトニエオチ。

此の一頌に依て無表色を解釋してゐるだけであるから學者が種々に臆測を逞しうするのは無理もないやうであるが、此の頌は無表色の四位隨流を明したもので無表色の全體を明してあるのは俱舍論第十四五卷である。今委しく之を解説するの違なしと雖も其の要を釋せば、無表色に三種あり。一に律儀

の無表色、二に不律儀の無表色。三に非律儀非不律儀の無表色。其の律儀の無表色に又三種あり一波羅提木又即ち別解脱戒の無表色。二定共戒の無表色。三道共戒の無表色である。別解脱戒の無表色とは投戒に由て身三口四の七支の罪惡を別々に解脱するが故に別解脱と云ふ。之に反して定共戒道共戒の無表色は其の定に入り又は其の無漏道に住すれば自ら身三口四の罪惡を惣じて解脱するが故に之に對して投戒の無表色を別解脱の無表色と云ふのである。是れに四種ありて一に近事律儀。(五戒)。二に近住律儀戒(八戒)。三に勤策勤策女律儀(十戒)。四に比丘比丘尼律儀(具足戒)である。此無表色を發得するには二種ありて一には僧伽に從つて得ず。所謂中國に在ては十衆に由つて得し邊國に在りては五衆に由つて得るのである。二には補特伽羅に從つて得ず。即ち個人に從つて得るのである。是の無表色を捨する場合は故捨と命終と及で二形俱生と斷善根と夜盡とに由る。近住戒を除いて所餘の七種の別解律儀は四縁に由りて捨す。一には故捨に由りて捨す。(故捨とは、意樂に由ると有解の人に對して言明する。と。有表業を發して學處を捨つる)二には衆同分を棄捨するに由る。三には二形俱時に生ずるに由りて捨す。四には所因の善根斷するが故に捨す。近住戒を捨する場合は五に更に夜盡に由りて捨す。故に總じて別解律儀を捨する場合は五縁に由るのである。不律儀の無表色を得する場合は作と誓受

とに由る。一には不律儀の家に生れたる人は初めて殺等の加行を現行するに由りて發得し、二には餘家に生れたる人か初めて要期して殺等の事を受くるに由て得ず。謂はく我れ當に是の如き事業を作して以て財物を求め自身を養活すべしと。爾時に當りて便ち惡戒の無表色を發得ず。此の無表色を捨することは死と得戒と二形俱生とに由る。又處中の無表色を得するは三種の因に由る、一には田に由る。謂く諸の福田に施す所の園林等に於て彼の善の無表を初めて施す時に發得す。二には受に由る。謂く自ら誓つて言はく若し未だ佛を禮せずんば先に食せず等。三には重行に由る。謂はく是の如き殷重の作意を起して善を行じ又は惡を行ずる時に得ず。是の無表色を捨するには六縁に由る。一に受心斷壞するに由る。謂はく是の念を作して言はく、我今時より先の所受を捨つと。二に勢力斷壞するに由る。謂はく淨信と煩惱との勢力に由りて引かれたる無表色は彼の二の限勢若し斷壞する時無表色を捨す。三に作業斷壞するに由る。所受の後に更に作さざるが如き場合に捨す。四に事物斷壞するに由りて捨す。謂はく施捨する所の寺舎、敷具制多等及び施す所の漁具等の事物斷壞する時に無表色を捨つ。五に壽命斷壞するに由るが故に捨す。六に善根斷壞するに由るか故に捨す謂はく加行を起して善根を斷する時便ち善根所引の無表色を捨するのである。以上是の無表色を捨する場合は圖示すれば左の如くである。

一、律儀の無表色を捨捨する場合は四縁又は五縁に由る。

一、所學を捨つゝ故捨と云ふ——
一、意樂——戒を欣ばず
二、有解の人に對して説く
三、有表業を發す

二、二形俱生す

近住等の七戒は四縁に由りて捨す

三、善根を斷す

四、衆同分を捨つ

五、夜盡に由る

近住律儀は五縁に由りて捨す

二、不律儀の無表色を捨捨する場合は三縁に由る

一、死に由る

二、得戒に由る

三、二形俱生に由る

三、非律儀非不律儀の無表色を捨捨する場合は六縁に由る

一、受心斷壞するに由る

二、勢力斷壞するに由る

三、作業斷壞するに由る

四、事物斷壞するに由る

五、壽命斷壞するに由る

六、善根斷壞するに由る

以上、律儀、不律儀、處中の無表色は何れも死に由りて捨

すること明らかである。のみならず近住戒の如きは一日一夜

の戒なれば夜盡に由りて無表色を捨するのである。故に無表

色は善惡業を爲すとき若し善業を爲せば防非止惡の機能があ

り善業を爲す習性となる。若し惡業を爲せば良心麻痺の習性

有部の無表色に對する近代學者の誤解を匡す(加藤)

となる。是を無表色と云ふのである。故に惡業を爲して惡の無表色を發得したる者が若し授戒すれば直に惡の無表色を捨つるのであるが授戒以前に作つた惡業の感果が無くなるものではない。業因感果の道理は無表色の得捨に由りて定まるものではない。又處中の無表業の場合に若し佛堂を作り供養して無表色を發得せし施主が其の佛堂が燒失せし時無表色を捨するのであるが無表色を捨て、も佛堂を供養した施主の功德は無に歸するものではない。此の道理を深く考察すれば無表色が善惡業の感果までの連鎖となるなど云ふ考の學者が如何に後進を誤つてゐるかを知るべきである。

*

*